



身体障害者補助犬法と補助犬

会員 大井 暁 (44 期)

「介助犬」「聴導犬」をご存じですか？



「盲導犬」をご存じの会員諸氏は、多いと思いますが、「介助犬」や「聴導犬」をご存じの方は、多くないのではないのでしょうか。

身体障害者補助犬法（以下「法」という。）は、「身体障害者補助犬は、盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。」と定義しています（法2条1項）。

「盲導犬」は、道路交通法第14条1項に規定する政令で定める犬で（法2条2項）、視覚障がい者の歩行を助け、交差点や段差で立ち止まったり、障害物を避けたりしながら安全に誘導するために訓練を受け、厚生労働大臣の指定法人の認定を受けたものを言います。

「介助犬」は、肢体不自由により日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、物の拾い上げ及び運搬、着脱衣の補助、体位の変更、起立、歩行の際の指示、扉の開閉、スイッチの操作、緊急の場合における救助の要請その他の肢体不自由を補う補助を行う犬で、指定法人の認定を受けたものを言います（法2条3項）。

「聴導犬」は、聴覚障害により日常生活に著しい支障がある身体障がい者のために、ブザー音、電話の呼出し音、その者を呼ぶ声、危険を意味する音を聞き分け、その者に必要な情報を伝え、必要に応じ音源への誘導を行うため訓練を受けた犬で、指定法人の認定を受けたものを言います（法2条4項）。

認知度の低さがトラブルの原因にも



身体障害者補助犬法は、平成14年10月1日より施行され、身体障がい者の自立及び社会参加の促進に寄与することを目的として、施設や公共交通機関等を利用する場合において、著しい損害がある場合を除き、施設管理者が利用者による身体障害者補助犬の同伴を拒むことが出来ないこと等を定めています。

当初は、公共施設や交通機関をその対象としていましたが、平成15年10月1日改正法からは、スーパーマーケット、レストラン、ホテルなどにも義務が拡大され、平成19年改正法より、一定規模以上の民間企業において、勤務している身体障がい者の補助犬使用の受け入れが義務化されています（法7条ないし10条）。

ところが、「補助犬」とくに視覚障害のない利用者が同伴する「介助犬」や「聴導犬」は認知度が低く、現状でもペットと混同されて、違法に立入拒否をされるトラブルが絶えません。

「補助犬」は、公的基準に則った十分な訓練を受け、厚生労働大臣の指定法人から認定を受けることが必要とされていますので（法2条2項ないし4項、第16条1項）、こうしたトラブルは、補助犬が原因ではなく、認知度の低さが原因といえましょう。

補助犬は、障がい者のリハビリへの取り組みや精神的な回復に大きな医学的効果があり、自立や社会参加を促すことが内外の研究で実証されています。

ところが厚生労働省のホームページによれば、補助犬の実働頭数は、平成24年12月1日現在、盲導犬1043頭、介助犬は62頭、聴導犬は42頭という少なさです。「介助犬」を例にとってみると、身体障がい者175万人のうち「介助犬」を必要としている人は約1万5000人とする指摘もあるので、いかに普及していないかがわかります。

「補助犬」の普及に理解と協力を！



「介助犬」は、個々の障がい者に無償貸与されていますが、1頭の介助犬を育成するのに約240万円の費用がかかりますし、フォローアップにもさらなる費用がかかります。訓練費用は、個人や法人の寄付によって賄われているのが現状で、経済的な問題も普及の障害になっています。

普及活動に主体的に取り組むべき地方公共団体の動きは鈍く、補助犬の普及活動のために、社会福祉法人や公益財団法人が普及活動や啓発活動に地道な取り組みを行っています。

もし、会員の皆様の身近な場所で講演やイベントがあれば、是非参加してみてください。補助犬と障がい者の関係に感動されるに違いありません。また、遺言信託による財産の公益的な活用として「盲導犬」だけではなく「介助犬」や「聴導犬」の訓練を行っている社会福祉法人やNPO法人もご考慮の一部に入れて頂ければと思います。



写真提供：社会福祉法人日本介助犬協会

当会の会員各位におかれても、是非とも「補助犬」を知っていただき、身体障害者補助犬法と補助犬の普及に、ご理解・ご協力を頂ければと願っています。

厚生労働省 HP 「ほじょ犬」
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/syakai/hojyoken/index.html>